

地方消費税率引上げ分の社会保障財源化

社会保障・税一体改革において、引上げ分の地方消費税収入は、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。地方消費税交付金は一般財源であり、令和7年度において世田谷区では、以下のような施策に一般財源として活用しました。

◆令和7年度決算における税率引上げ分の地方消費税交付金決算額 155億円

※「社会保障4経費」消費税法第1条第2項に規定
制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

○世田谷区における税率引上げ分の地方消費税交付金の使途 (単位：億円)

事業	令和7年度決算額	特定財源	一般財源
社会福祉	1,466	906	560
障害者福祉事業	344	188	155
高齢者福祉事業	23	10	13
児童福祉事業	880	535	344
生活保護扶助事業	220	172	48
社会保険	276	48	228
国民健康保険事業	69	33	36
後期高齢者医療事業	99	11	89
介護保険事業	108	4	104
保健衛生	89	22	67
疾病予防対策事業	64	9	56
健康増進事業	24	13	11
合 計	1,831	976	855

※原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値が一致しない場合があります。